

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜田 恵造

香川県規則第84号

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部改正)

第1条 都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則(平成17年香川県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の2及び第9号様式の2中「団」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「団」を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。